

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約(電子契約を含む)を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、懲罰も科されない。</p> <p>(5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。</p> <p>⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。</p> <p>1-3 <u>プロA契約・プロB契約</u> ([別紙]表-1 参照)</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約(電子契約を含む。<u>以下、「選手契約」という。</u>)を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、スポーツ上の制裁も科されない。</p> <p>(5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科することができるものとする。</p> <p>⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。</p> <p>1-3 <u>選手契約</u></p> <p>① <u>選手契約</u></p> <p>(1) <u>選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まれなければならない。</u></p> <p>(2) <u>選手及びクラブは、本協会が定める日本サッカー協会選手契約書(以下、「統一契約書」という。)により選手契約を締結しなければならない。当事者は追加的な合意書によって統一契約書を補完することができるものとするが、これら追加的な合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。</u></p>	

(3)前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、この場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。

② 報酬の下限額

(1)プロ選手の基本報酬の金額は、クラブの所属リーグに応じ、以下に定める金額(消費税別。なお、別段の定めがない限り、本規則における金額の表示は消費税を含むものとする)を下下限額とし、当事者の合意があってもこれを下回ることはできない。

イ. 2026年6月30日までの契約について

定めない

ロ. 2026年7月1日以降

J1のクラブ： 年額480万円(消費税別)

J2のクラブ： 年額360万円(消費税別)

J3のクラブ： 年額240万円(消費税別)

Jリーグ以外のクラブ： 無し

(2)前号にかかわらず、当該登録年度(登録年度とは2-1⑤の定めに基づく。以下同じ。)の4月1日時点で18歳以下の選手(いわゆる「高校年代の選手」)には、当該登録年度の終了まで基本報酬の下限の基準額を適用しないものとする。

(3)第1号の基準額は、当該登録年度にクラブが所属するカテゴリ(以下、「所属カテゴリ」という)の基準額が適用される。なお、期限付移籍の場合は期限付移籍元クラブの所属カテゴリの基準額が適用されるものとする。

(4)第1号の基準額は、当該年度の基本報酬の年総額を基準とする。契約の期間が1年に満たない場合は、当該基準額を契約期間に応じて月割り計算した金額が適用される。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。

基本報酬の下限の設定

1-3 プロA契約・プロB契約（〔別紙〕表-1 参照）

① 契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約及びプロB契約の締結条件とする。

(1) 試合出場

◆ J2 : 900分

◆ J3・JFL: 1, 350分

この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。（〔別紙〕表-2参照）

(2) プロC契約3年経過

② 対象となる試合

(1) リーグ別対象試合

◆ J1・J2・J3: リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯

◆ JFL: リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯

※1 天皇杯の出場実績は、J1、J2又はJ3・JFLに所

③ 報酬の上限額(契約の初年度)

(1) プロ選手の基本報酬の金額の上限に係る制限は設定しないものとする。ただし、選手が初めてプロ契約を締結する場合、当該選手契約の初年度の報酬は年額1200万円（消費税別。契約の期間が1年に満たない場合は、これを契約期間に応じて月割り計算した金額。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。）を超えてはならないものとする。

(2) 前項ただし書きの場合において変動報酬を設定する場合、当該クラブの他のプロ選手の変動報酬と同水準を超えない範囲で設定しなければならない。

初年度の報酬の上限額

ABC区分の撤廃

属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。

※2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。

※3 特別指定選手が上記のリーグ別対象試合にJクラブの選手として出場した場合、プロA契約及びプロB契約締結条件の出場実績としてカウントする。

(2)J1の対象試合と同様にカウントする試合及び大会

- ◆ 日本代表Aマッチ(FIFAが認定する代表チーム同士の試合)
- ◆ オリンピックサッカー競技及びオリンピックサッカー競技アジア地区2次予選、最終予選
- ◆ アジア競技大会
- ◆ FIFA U-20ワールドカップ本大会
- ◆ AFCクラブ競技会
- ◆ 上記以外にFIFA又はAFCが主催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会

(3)その他本協会が認めた試合

(4)海外のプロリーグ

海外のプロリーグにおける実績評価については、別途定めるものとする。

③ 試合出場時間換算方法

移籍及びクラブの昇降格により選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は、次のように換算する。

(1)J1 から J2 へ変更の場合 :J1 での出場時間を
2.0倍 に換算

(2)J1 から J3・JFL へ変更の場合:J1 での出場時間を

3.0倍 に換算

(3)J2 から J3・JFL へ変更の場合:J2 での出場時間を
1.5倍 に換算

(4)J2 から J1 へ変更の場合 :J2 での出場時間を
1/2 に換算

(5)J3・JFLから J1 へ変更の場合:JFL での出場時間を
1/3 に換算

(6)J3・JFLから J2 へ変更の場合:JFL での出場時間を
2/3 に換算

④ プロA契約の報酬

(1)プロA契約の基本報酬は年額460万円以上とする。原則
としてその他の制限はないが、初めてプロA契約を締結す
る場合に限り、その基本報酬は年額670万円を超えては
ならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設
定しなければならない。年度(2-1⑤)に定めるもの。以下
「年度」という途中でプロA契約に変更した場合には、当
該年度の残存期間における契約が年額670万円の制限
対象となる。なお、以下本規則における金額の表示につ
いては、別段の定めがない限り、全て消費税を除くもの
とする。

(2)プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について
約束してはならない。

⑤ プロB契約の報酬

(1)プロB契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならな
い。

(2)プロB契約においては変動報酬は自由に設定できる。ただ
し、出場プレミアムを設定する場合は1試合あたり47, 62
0円以下とする。

1-4 プロC契約 (別紙表-1及び図-1参照)

① プロC契約の締結

1-3①の試合出場時間を満たしていないアマチュア選手又は社員選手がプロ契約を締結する場合、必ずプロC契約を締結しなければならない。

② 契約可能期間

(1)プロC契約を締結できる期間は、アマチュア選手又は社員選手が初めてプロC契約を締結してから3年間とする。3年を経過した後に引き続きプロ契約を締結する場合は、プロA契約又はプロB契約を締結しなければならない。

(2)プロC選手が契約3年未満で他のクラブへ移籍する場合、それまでのプロC契約経過年月日は移籍後も引き継がれるものとする。

③ プロC契約の報酬

(1)プロC契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。

(2)プロC契約においては変動報酬は出場プレミアム及び勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは1試合あたり47,620円以下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。

(3)クラブは、プロC選手に対して1-2⑩に定める権利を与える契約を締結してはならない。

1-5 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

(1)Jリーグに所属するクラブ(以下、「Jクラブ」という。)の第1種チーム以外のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

1-4 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

(1)Jクラブの第1種チーム

外国籍選手の登録可能人数に制限を設けないものとする。

イ. アマチュア選手

ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手

(2) Jクラブの第1種チーム

外国籍選手の登録可能人数に制限を設けないものとする。

② 登録数の例外措置

(1) アマチュア又はプロC契約の外国籍選手が年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、外国籍選手の登録人数の関係においては、当該選手は、その年度に限り、引き続きアマチュア又はプロC契約の外国籍選手とみなすことができるものとする。ただし、その場合、事前に所属するリーグに承認を得るものとする(「外国籍選手枠対象外認定申請書」(書式F)により申請)。

(2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合(「外国籍選手登録抹消申請書(契約を保持したままの抹消の場合)」(書式J)により申請)、その年度に限り、プロC契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

(2) Jクラブの第1種チーム以外のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ又はロに該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

イ. アマチュア選手

ロ. 基本報酬が年額480万円(消費税別。契約の期間が1年に満たない場合は、これを契約期間に応じて月割り計算した金額。契約の期間が1か月に満たない場合は、1か月に満たない日数について日割り計算した金額が適用される。)以下であり、かつ、当該登録年度の7月1日(ただし、2026年前半シーズンについては2026年2月1日)の前日における年齢が20歳未満の選手

② 登録数の例外措置

ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた外国籍選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合(「外国籍選手登録抹消申請書(契約を保持したままの抹消の場合)」(書式J)により申請)、その年度に限り、プロC契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

③ 契約書式

クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式又はそれに準じる契約書式により契約を締結しなければならない。

④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

本条①及び②に規定されるプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために契約金・移籍補償金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1参照)

① プロA選手の登録数

(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で27名以内(以下「27名枠」という)とする。

(2) 外国籍選手は「27名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。

(3) FIFAクラブワールドカップ又はAFCクラブ競技会に出場するクラブが選手登録できるプロA選手の人数の上限は、Jリーグの理事会において決定する。

② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

③ 「27名枠」の例外

(「プロA契約27名枠 対象外認定申請書」(書式G)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法

1-6 選手の登録数

① クラブが登録可能な選手数の上限を設けないものとする。

② Jクラブの第1種チームは、20名以上のプロ選手を登録しなければならない。本号は、2026年7月1日以降に適用されるものとする。

登録数上限枠(プロA選手)の撤廃等

によるものとする。)

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「27名枠」の対象外とする(外国籍選手も同様)。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「27名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「27名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「27名枠」の対象外とすることができる(ただし、医師の診断書を必要とする)。この場合、当該選手の登録は速やかに抹消されなければならない。年度内において再び登録することはできない。

(4) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「27名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(5) 「27名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「27名枠」の対象となるものとする。

(6) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する(JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する)。

① ホームグロウン選手の定義

12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間(以下、本条において「育成期間」という。)の合計日数が990日(Jリーグの3競技会期間に相当する期間)以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。

② ホームグロウン選手の登録義務

Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウィンドーの終了日(以下、「カウント基準日」という。)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2019年シーズン J1:2名 J2/J3:0名

2020年シーズン J1:2名 J2/J3:0名

2021年シーズン J1:3名 J2/J3:0名

2022年シーズン J1:4名 J2/J3:1名

2023年シーズン J1:4名 J2/J3:2名

2024年シーズン J1:4名 J2/J3:2名

2025年シーズン J1:4名 J2/J3:2名

2026年シーズン以降:別途定める

③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数(本規則1-6①に定める)は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。ただし、当該クラブがJリーグの会員でなくなった場合はこの限りではない。

④ ホームグロウン制度に関する特記事項

(1)選手が期限付移籍する場合、当該期限付移籍された期間

については、期限付移籍元のJクラブの育成期間に算入されるものとし、期限付移籍先のJクラブの育成期間には算入されない。

(2)特別指定選手制度により、他のチームに登録しながらJクラブの第1種チームの試合に出場することが認められる場合、これらの期間は当該Jクラブの育成期間には算入されない。

(3)カウント基準日において期限付移籍中の選手は、本条②に定める登録義務との関係では、期限付移籍先のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされるものとし、期限付移籍元のJクラブのホームグロウン選手としてカウントされない。

⑤ その他

ホームグロウン制度に関する疑義が生じた場合又はホームグロウン制度の内容に変更がある場合は、Jリーグ理事会においてその措置又は内容を決定する。

1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3参照)

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

(1)1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合:リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで

(2)(1)以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合:契約期間満了の30日前まで

③ クラブと選手の契約交渉

クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を

1-8 契約更新

ABC区分の撤廃に伴う変更
手続規定の整理・適正化

設定し、以下の期日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。

(1)1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合:12月31日まで

(2)(1)以外の日を契約期間満了日とする契約を締結している場合:契約期間満了日まで

④ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑤ 最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式C)をただちに発行するとともに、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑥ 移籍リストへの登録

(1)上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

(2)上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に至らなかった場合であって、選手に契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

(3)移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。

(4)移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(5)移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合もしくは引退を表明した

② 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

③ 移籍リストへの登録

(1)選手契約が更新されないことが確定した場合で選手が希望するときは、選手契約を更新しなかったクラブ(以下、「前クラブ」という。)は、当該選手を移籍リストに登録するものとする。

(2)移籍リストへの登録申請は、前クラブが「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。

(3)移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(4)移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合もしくは引退を表明した

場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

- (6) (5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

⑦ プロA契約を更新又は締結する場合の特記事項

クラブとの交渉が決裂し移籍リストに登録されたプロA選手は、当該クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額(最終提示額)よりも減額した額を提示することができる。

⑧ プロB契約を更新する場合の特記事項

プロB契約の更新の場合、クラブは、選手と契約条件の交渉中であっても、当該選手が希望すれば、ただちに移籍リストに登録しなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消滅する。また、当該選手は、移籍リストに登録後もクラブと交渉を続けることができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額よりも減額した額を提示することができる。

⑨ プロC契約を更新する場合の特記事項

(1)クラブがプロC契約を締結している選手に対し前年を下回る契約条件の更新通知をした場合、更新手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

(2)プロC契約3年が経過し、同時に契約期間も満了する場合の手続きは、次の通りとする。

イ. プロA契約に更新する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(上記①から⑦まで)と同様とする。

場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、当該選手又は当該選手と契約した新たなクラブからの依頼に基づき、前クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

- (5) (4)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

ロ. プロB契約に更新する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

1-9 契約更新しない場合の手続き(別紙図-2及び図-3 参照)

① クラブから選手への通知

クラブは、契約を更新しない場合は、選手に対し、1-8②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」(書式A)により通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

1-10 プロC選手の契約変更

プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合の手続きは、次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば随時行うことができる。ただし、1-6③にいう「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「27名枠」の対象とする。

① クラブから選手への契約変更通知

(1)プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは、選手に対し、条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約又はプロB契約への変更及びその契約条件を「契約変更に関する通知書」(書式E)により通知しなければならない。

(2)(1)にいう契約の条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。

② クラブと選手の契約交渉

(1)プロC選手が上記①にいう変更通知を受け取った日の翌日から起算して原則として7日間をクラブと当該選手との交渉期間とする。

(2)プロC選手及びクラブは、契約形態をプロC契約からプロA契約又はプロB契約に切り替えるものとする。

③ 契約日

クラブとプロC選手が新たな契約に合意した場合、その契約の効力発生日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日であるものとする。

1-11 契約変更月の報酬の計算方法〔別紙〕図-4 参照

① 契約変更月の基本報酬の考え方(図-4)

契約変更月の基本報酬は、契約日を起点に新・旧の報酬をそれぞれ日割り計算する(当月暦日数による)。

② 新・旧報酬の差額の支払い

契約の合意が、当月の報酬の支払いに間に合わなかった場合は、翌月にその差額を支払う。

1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(1-8①から⑦まで)と同様とする。

1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(1-8①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びにJリーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 登録年度(年度)

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会又は加盟団体が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 登録年度(年度)

(1)登録年度(選手の登録が有効となる期間)は以下の通り定める。

イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手 :

2月1日から翌年1月31日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手: 4月1日から翌年3月31日までの1年間

(2)選手は、1つの登録年度において最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。

(3)選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き

(1)クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。

⑧ 外国籍選手の登録

(1)外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1②に基づき手続きを行う。

(2)外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)」(書式第7号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

(1)登録年度(選手の登録が有効となる期間をいい、「シーズン」と同義とする)は以下の通り定める。

イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手 :

・2026年2月1日から6月30日までの5か月間(以下、「2026年前半シーズン」という。)

・それ以降は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手: 4月1日から翌年3月31日までの1年間

(2)選手は、1つの登録年度において最大3つのクラブに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2クラブのために公式試合に出場する資格を有する。

(3)選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)あるいはカップ戦において2クラブ以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き

(1)クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。

⑧ 外国籍選手の登録

外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1に基づく。

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

シーズン移行に伴う年度の再定義

(1)日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

(2)外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑩ シーズン

本規則において、シーズンを以下のとおり定める。

イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間

⑫ 登録ウインドー

(1)Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)においてのみ登録されることができる。

(2)年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

(1)日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る(「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)により申請)。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

⑪ 登録ウインドー

(1)Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)においてのみ登録されることができる。ただし、2026年前半シーズンに限り、登録ウインドーは年1回とする。

(2)登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

シーズン移行に伴う登録ウインドーの再定義

イ. 初回の登録ウインドーは、毎年1月に始まり、当該年3月の第4水曜日を最終日とする66日間

ロ. 2回目の登録ウインドーは、毎年7月に始まり、当該年8月の第3水曜日を最終日とする45日間

⑬ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑫にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする)。

イ. 2026年前半シーズン:2026年1月12日から4月7日の年1回

ロ. 2026/2027シーズン以降:

(a)初回の登録ウインドーは、毎年7月1日までに始まり、当該年9月の第3水曜日を最終日とする期間

(b)2回目の登録ウインドーは、当該年3月の第1水曜日を最終日として、FIFA規則に基づき最大で設定できる期間(ただし、初日が休日に該当する場合は翌営業日を初日とする)

⑭ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても**プロ選手として**登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする)。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の12月31日における満年齢とする)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより上位のリーグのチームへの期限付移籍ではないこと

(4) 選手が正当事由に基づきクラブとの選手契約を一方的に解除した場合、又は、クラブによって正当事由無しに一方的に選手契約が解除された場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-4)により本協会に申請)。本協会は、当該一方的な選手契約の解除にかかる正当事由の有無及びこれに基づく登録ウインドー外における登録に関して一応の確からしさが認められる場合、これを迅速に承認するものとする。ただし、かかる本協会の承認は、当該選手契約の解除の結果(損害賠償責任等)に関する決定機関の判断に何らの影響を与えるものではない。

(5) その他FIFAが承認した場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(6) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(Jリーグ又はJFLの第1種チーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑫の適用対象とはならない。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の12月31日における満年齢とする。なお、2026年前半シーズンにおいては、2026年12月31日における満年齢とする。)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して期限付移籍元チーム、期限付移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 期限付移籍元チームのリーグより上位のリーグのチームへの期限付移籍ではないこと

(4) 選手が正当事由に基づきクラブとの選手契約を一方的に解除した場合、又は、クラブによって正当事由無しに一方的に選手契約が解除された場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-4)により本協会に申請)。本協会は、当該一方的な選手契約の解除にかかる正当事由の有無及びこれに基づく登録ウインドー外における登録に関して一応の確からしさが認められる場合、これを迅速に承認するものとする。ただし、かかる本協会の承認は、当該選手契約の解除の結果(損害賠償責任等)に関する決定機関の判断に何らの影響を与えるものではない。

(5) その他FIFAが承認した場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(6) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(Jリーグ又はJFLの第1種チーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑪の適用対象とはならない。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング補償金(アマチュアからプロ)」又は「トレーニング補償金(プロからプロ)」を支払うものとする。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

(1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式I)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7(「トレーニング補償金(プロからプロ)」)の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニング補償金(プロからプロ)」を請求することができる。

3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会の規則に定めるしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

(1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式I)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。

3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通りスポーツ上の制裁が科されることがある。

④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額及びスポーツ上の制裁は本協会の規則に定めるしかるべき紛争解決機関によって決定されるものとする。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

② 期限付移籍先クラブと選手との選手契約の締結

(2) 期限付選手契約の種類は、原契約と同じ種類とし、基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金)

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し補償金(以下「期限付移籍補償金」という)を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、移籍先クラブと移籍元クラブの合意によって決定される。移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」(書式第13-3号)を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

4-3 原契約の更新手続き

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

4-4 期限付移籍中の契約変更手続き

(1) 移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10に基づき、移籍元クラブがその手続きを行う。

(2) 上記(1)により、原契約が変更された場合、移籍先クラブにおいても、移籍先クラブ選手契約を同様に変更する。

② 期限付移籍先クラブと選手との選手契約の締結

(2) 期限付選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金)

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、期限付移籍元クラブは、期限付移籍先クラブに対し補償金(以下「期限付移籍補償金」という)を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、期限付移籍先クラブと期限付移籍元クラブの合意によって決定される。期限付移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」(書式第13-3号)を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が期限付移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が期限付移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。期限付移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

4-3 原契約の更新手続き

期限付移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、期限付移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

5. 国際移籍

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ(国内)は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料(10,000円+消費税)を支払う。

イ. 「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)

ロ. パスポート(旅券)の写し

ハ. 選手契約書の写し

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行を依頼する。

(3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ(海外)へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を本協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポート(旅券)の写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有す

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ(国内)は、FIFAのWebシステム(Transfer Matching System。以下、「TMS」という。)を用いて、選手をクラブに国際移籍させるための手続きを行う。

(2) 前号の手続きと並行して、クラブは、本協会に移籍元クラブの国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるための申請を、本協会に対して行う(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用。申請料(10,000円+消費税))

(3) 本協会は、前号の申請を受けた後、TMSを用いて移籍元クラブの国のサッカー協会に対して国際移籍証明書の発行を依頼する。

(4) 当該国のサッカー協会から「国際移籍証明書」が発行された後、本協会はこれを移籍先クラブへ送付する。

② 国際移籍選手の登録

(1) 国際移籍した選手を登録する場合、クラブは、通常の登録手続きに加え、本協会に国際移籍選手登録申請を行う(「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)を使用)。

る選手を除く)

(2)クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。

(3)都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。

(4)当該選手の登録については、2-1③による。

(5)本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。本協会の承認手続きについては、3-3②(7)による。

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

(1)移籍元クラブ(国内クラブ)は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を本協会に提出する。

(2)本協会は、当該国のサッカー協会からの依頼に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

7. トレーニング補償金(プロからプロ)

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金(本規則において「トレーニング補償金(プロからプロ)」という)は、以下の通りとする。

7-2 トレーニング期間

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

(1)本協会はTMSを通して外国のサッカー協会から「国際移籍証明書」の発行依頼を受けた場合、当該選手の移籍元クラブ(国内クラブ)にこれを通知する。

(2)移籍元クラブ(国内クラブ)は、選手契約の期間が残存している等の特別な事情が無い限り、当該依頼を承諾するものとし、これを本協会に通知する(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用)。

(3)前号の通知を確認した後、本協会は、TMSを通して「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

7. トレーニング補償金(プロからプロ)

7-1 適用

プロ選手が23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までにプロ選手として他のクラブ(移籍先クラブ)に移籍する場合、本条の定めに基づき、移籍先クラブは移籍元クラブに対して、プロ選手として施されたトレーニングに対して補償金(本規則において「トレーニング補償金(プロからプロ)」という)を支払う義務を負う。

7-2 トレーニング期間

FIFA規則に合わせた改正

当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金(プロからプロ)が発生する期間(以下、「トレーニング期間」という。)とする。なお、本条において、年度とは当該年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-3 トレーニング補償金(プロからプロ)の請求権

当該選手の23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(1)本条に定めるトレーニング補償金(プロからプロ)は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。

(2)プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヶ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

(3)移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに(その他のチームに移籍することなしに)連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニング補償金(プロからプロ)を算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。

(4)特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニング補償金

プロ選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金(プロからプロ)が発生する期間(以下、「トレーニング期間」という。)とする。なお、本条において、年度とは当該年の7月1日から翌年の6月30日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-3 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

① 本条に定めるトレーニング補償金(プロからプロ)は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。

② プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、ブリッジ移籍とみなされる場合、又は、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から16週間以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

③ 移籍元クラブが正当理由なしに選手との契約を解除した場合、当該選手と新たに契約をしたクラブは、トレーニング補償金の支払い義務を負わないものとする。

④ 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに(その他のチームに移籍することなしに)連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニング補償金(プロからプロ)を算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。

⑤ 移籍補償金が生じる移籍の場合で、関連の移籍合意書にお

(プロからプロ)は含まれないものとする。

(5) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、7-7に定める金額(年額)に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。

(6) 算出されたトレーニング補償金(プロからプロ)の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

(7) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額には一切の税金が含まれる。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金(プロからプロ)

(1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。

(2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ(期限付移籍先クラブを含む)へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)を当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)の全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニング補償金(プロからプロ)の金額 ([別紙]表-1 参照)

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示し

いてトレーニング補償金(プロからプロ)に係る特段の合意がない場合、当該移籍に係るトレーニング補償金(プロからプロ)は当該移籍補償金に含まれるとみなされる。

(6) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、7-5に定める金額(年額)に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。

(7) 算出されたトレーニング補償金(プロからプロ)の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

(8) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額には一切の税金が含まれる。

7-4 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金(プロからプロ)

(1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。

(2) 選手が期限付移籍した期間もトレーニング期間とみなされるものとし、選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ(期限付移籍先クラブを含む)へ移籍する場合、当該他のクラブは、当該期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)を支払う義務を負う。この場合、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意が無ければ、当該期限付移籍した期間のトレーニング補償金(プロからプロ)の請求権は、期限付移籍先クラブに帰属するものとする。

た金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

(1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準(下記7-7に定めるもの)による

(2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。

(3) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数

(4) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

② プロC選手

(1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準による

(2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場合：トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準による

(3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合：30万円×在籍年

(4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準による

(5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合：30万円×在籍年数

(6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合：なし

③ 社員選手(社員選手(プロ区分)として本協会に登録している選手をいう)

30万円×在籍年数

7-7 トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準

(1) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、原則として以下の表に示された金額(単年)に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J1	J2	J3・JFL
<u>Jリーグ・JFL</u>	800万円	400万円	100万円

(2) 第3種チームに関するトレーニング補償金(プロからプロ)(満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニング補償金(プロからプロ))は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J1	J2	J3・JFL
<u>Jリーグ・JFL</u>	100万円		

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、新規採用した選手又は移籍した選手に対し、次に定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。

8-2 支度金 支給基準規程

(単位:万円)

<u>費目\支払対象</u>	<u>独身者</u>	<u>既婚者(配偶者のみ)</u>	<u>既婚者(同居扶養家族有)</u>
----------------	------------	-------------------	---------------------

7-5 トレーニング補償金(プロからプロ)算出基準

① トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、原則として以下の表に示された金額(単年)に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。なお、選手が以下に定めるクラブ以外のクラブ(地域リーグ又は都道府県リーグのクラブ)に移籍する場合は、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。

移籍先クラブ	J1	J2	J3・JFL
<u>金額</u>	800万円	400万円	100万円

② 第3種チームに関するトレーニング補償金(プロからプロ)(満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニング補償金(プロからプロ))は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。

移籍先クラブ	J1	J2	J3・JFL
<u>金額</u>	100万円		

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、初めてプロ契約した選手又は移籍した選手に対し、500万円(消費税別)を上限に支度金(住居費、家具その他これに類する費用)を支払うことができる。

8-2 支度金 に関するその他の定め

住居費	<u>80(1DK)</u>	<u>100(2DK)</u>	<u>150(3LDK)</u>
子供用品等	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>50</u>
家具等	電化製品	<u>100</u>	
	その他の家具等	<u>100</u>	
自動車	<u>100</u>		
合計	<u>380</u>	<u>400</u>	<u>500</u>

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② 支払対象区分

- (1) 独身者
- (2) 既婚者(配偶者のみ)
- (3) 既婚者でかつ同居の扶養家族がいる場合

③ 支度金該当費目

- (1) 住居費
- (2) 家具等
- (3) 子供用品等
- (4) 自動車

④ その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

12. 改正

12. 改正

2025年 7月17日(2026年2月1日施行)

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定(案)	備 考
<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p><u>⑭ クラブは、選手とプロ契約を締結する場合、本協会が別途定める契約書の書式により契約を締結しなければならない。</u></p> <p>1-4 契約更新（<u>別紙</u>図-1及び図-2参照）</p> <p><u>⑤ 最終提示額証明書の発行</u></p> <p><u>クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式C）をただちに発行するとともに、その写しを加盟リーグ等に提出しなければならない。</u></p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(1) <u>上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に</u></p>	<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p><u>1-3 選手契約</u></p> <p><u>① 選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まなければならない。</u></p> <p><u>② 選手及びクラブは、本協会が別途定める契約書の書式により選手契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>③ 前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、この場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。</u></p> <p>1-5 契約更新</p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(1) <u>選手契約が更新されないことが確定した場合で、選手が希望するときは、選手契約を更新しなかったクラブ（以下、「前クラブ」という。）は、当該選手を移籍リストに登録するものとする。</u></p>	

至らなかった場合であって、選手に契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

- (3) 移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。
- (4) 移籍リストに登録された選手は、上記①項に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。
- (5) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合若しくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。
- (6) (5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

1-5 契約更新しない場合の手続き

① クラブから選手への通知

クラブは、選手との契約を更新しない場合、選手に対し、1-4 ②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」(書式A)により通知しなければならない。クラブは、その写しを加盟リーグ等に提出しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは、選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

(2) 移籍リストへの登録申請は、前クラブが「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。

(3) 移籍リストに登録された選手は、上記①項に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(4) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合若しくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、当該選手又は当該選手と契約した新たなクラブからの依頼に基づき、前クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

(5) (4)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

手続規定の整理・適正化

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びに日本フットサルリーグ（以下、「フリーグ」という。）を含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 外国籍選手の登録

(1)外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1②に基づき手続きを行う。

(2)外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)」(書式第7号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑥ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

(1)日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

(2)外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

クラブは、本協会又は加盟団体が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 外国籍選手の登録

(1)外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1②に基づく。

⑥ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

(1)日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る(「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)により申請)。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ(国内)は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料(10,000円+消費税)を支払う。

イ. 「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)

ロ. パスポート(旅券)の写し

ハ. 選手契約書の写し

(2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行を依頼する。

(3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍先クラブ(海外)へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポート(旅券)の写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有す

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ(国内)は、選手をクラブに国際移籍させるための手続きを行う。

(2) クラブは、本協会に移籍先クラブの国のサッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行させるための申請を、本協会に対して行う(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用。申請料(10,000円+消費税))

(3) 本協会は、前号の申請を受けた後、移籍先クラブの国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行を依頼する。

(4) 当該国のサッカー協会から「国際移籍証明書」が発行された後、本協会はこれを移籍先クラブへ送付する。

② 国際移籍選手の登録

(1) 国際移籍した選手を登録する場合、クラブは、通常の登録手続きに加え、本協会に国際移籍選手登録申請を行う(「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)を使用)。

る選手を除く)

(2)クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。

(3)都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。

(4)当該選手の登録については、2-1②による。

(5)本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1)移籍元クラブ(国内クラブ)は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を本協会に提出する。

(2)本協会は、当該国のサッカー協会からの依頼に基づいて「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

8. 改正

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1)本協会は、外国のサッカー協会から「国際移籍証明書」の発行依頼を受けた場合、当該選手の移籍元クラブ(国内クラブ)にこれを通知する。

(2)移籍元クラブ(国内クラブ)は、選手契約の期間が残存している等の特別な事情が無い限り、当該依頼を承諾するものとし、これを本協会に通知する(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用)。

(3)前号の通知を確認した後、本協会は、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

8. 改正

2025年 7月17日

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第10条〔選手登録の方法〕</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会に送付する。</p> <p>第11条〔登録年度(年度)〕</p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年<u>Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、WEリーグのトップチーム及び所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間</u>、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。</p> <p>第17条〔<u>外国籍の選手</u>〕</p> <p>外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に<u>在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し</u>を添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第27条〔国際移籍〕<u>による</u>。</p> <p>第23条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後<u>30ヶ月</u>以内にプロ選手として再登録された場合には、<u>当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレ</u></p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第10条〔選手登録の方法〕</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会(<u>Jリーグ、JFL又はWEリーグのトップチームの選手の場合は本協会</u>)に送付する。</p> <p>第11条〔登録年度(年度)〕</p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年<u>Jリーグ又はJFLの第1種チーム、WEリーグのトップチーム及びそれらの所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間</u>、それ以外のチーム及びその所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。</p> <p>第17条〔<u>国際移籍選手及び外国籍選手</u>〕</p> <p><u>外国のクラブ(チーム)から本協会加盟チームに移籍する選手又は外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》又は「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に国籍を証する書類(パスポート、在留カード(又は特別永住者証明書)又は住民票の写し等)</u>を添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第27条〔国際移籍〕<u>に基づき、当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行されていなければならない</u>。</p> <p>第23条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。<u>ただし、当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後16週間</u>以内にプロ選手として再登録された場合には、<u>当該選手がプロとして所属したクラブは、当該プロ</u></p>	<p></p> <p>シーズン移行に伴う年度の再定義</p> <p>手続規定の整理・適正化</p>

ニング補償金(アマチュアからプロ)等を支払うものとする。

第26条〔プロ選手の期限付移籍〕

1. プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。
2. 期限付移籍の最短期間は、本規則に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
3. 期限付移籍に際して、移籍元チーム及び選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。

第27条〔国際移籍〕

1. 選手が外国のクラブ(チーム)へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの依頼に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 外国のクラブ(チーム)に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの申請に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。
4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

(1)本人が日本に入国し滞在していること

(2)本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること

(3)次の各書類を添付すること

① パスポート(旅券)の写し

② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

選手として再登録したクラブに対して、本協会の規則に従いトレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができるものとする。

第26条〔プロ選手の期限付移籍〕

1. プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。
2. 期限付移籍の最短期間は、本規則に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
3. 期限付移籍に際して、期限付移籍元チーム及び選手自身の書面による同意があっても、期限付移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させることは禁止される。

第27条〔国際移籍〕

1. 選手が外国のクラブ(チーム)へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの依頼に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 外国のクラブ(チーム)に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの申請に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。

適正化

③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

第29条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっせんに関する規則に従い、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

〔改正〕

第29条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会の規則(Jリーグの場合はJリーグ規約)に従い、紛争の解決を求めることができる。

〔改正〕

2025年 7月17日

適正化

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p>第10条〔選手登録の方法〕</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会に送付する。</p> <p>第16条〔<u>外国籍の選手</u>〕</p> <p>外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第26条〔国際移籍〕による。f</p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p>第26条〔国際移籍〕</p> <p>1. 選手が外国のクラブ(チーム)へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの依頼に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。</p> <p>2. 外国のクラブ(チーム)に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの申請に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。</p> <p>3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行わ</p>	<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p>第10条〔選手登録の方法〕</p> <p>3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会 <u>(フリーグのトップチームの選手の場合は本協会)</u>に送付する。</p> <p>第16条〔<u>国際移籍選手及び</u>外国籍選手〕</p> <p><u>外国のクラブ(チーム)から本協会加盟チームに移籍する選手又は</u>外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本規則の適用を受けるものとし、「<u>国際移籍選手登録申請書</u>」《書式第6号》又は「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に<u>国籍を証する書類(パスポート、在留カード(又は特別永住者証明書)又は住民票の写し等)</u>を添付のうえ提出し、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第26条〔国際移籍〕に<u>基づき、当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行されていない</u>なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p>第26条〔国際移籍〕</p> <p>1. 選手が外国のクラブ(チーム)へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの依頼に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。</p> <p>2. 外国のクラブ(チーム)に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍する場合、本協会は移籍先チームからの申請に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。</p> <p>3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行わ</p>	

れるものとする。

4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

(1) 本人が日本に入国し滞在していること

(2) 本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること

(3) 次の各書類を添付すること

① パスポート(旅券)の写し

② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

第28条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、和解あっせんに関する規則に従い、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

〔改正〕

れるものとする。

第28条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会の規則に従い、紛争の解決を求めることができる。

〔改正〕

2025年 7月17日